

金沢市中小企業金融制度の借換に関する運用方針

1 目 的

経済状況の変化等により、現存の融資の返済のため、新規資金の調達に支障をきたす場合や資金繰りに支障をきたす場合に、金沢の茶屋文化継承資金、中小企業振興特別資金及び緊急経営安定特別資金を利用した借換を可能とすることにより、新規資金の調達を容易にし、かつ、資金繰りを緩和することにより、中小企業者の経営安定を図ることを目的とする。

2 借換の条件

- ① 借り換えることができる（旧債）資金は、金沢市中小企業金融制度の全ての資金とする。
- ② 借換後の融資は、金沢の茶屋文化継承資金、中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分を除く。）又は緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分を除く。）とし、借換額と新規融資額の合計額（以下「借換融資額」という。）は、借換後の融資の限度額内とする。
- ③ その他、取扱金融機関の定めによる。

3 借換の手続き

借換の手続きについては、金沢の茶屋文化継承資金、中小企業振興特別資金及び緊急経営安定特別資金の手続きによる。